

和歌山県営業時間短縮要請協力金【第1期】のご案内

和歌山県の営業時間の短縮要請により、令和3年4月22日(木)から5月11日(火)までの期間、ご協力いただいた飲食店を運営する事業者の皆様に対し、協力金を支給します。

和歌山市内における飲食店に営業時間の短縮をお願いする期間(第1期)

令和3年4月22日(木)から令和3年5月11日(火)まで

和歌山市内における飲食店の営業時間の短縮

営業時間を5時から21時までとする。 ※酒類の提供は5時から20時まで

協力金(第1期)の支給要件

和歌山市内の飲食店等で、以下のすべてに該当する店舗

(1) 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を得て、営業する店舗

【対象店舗】

- 飲食店:飲食店、喫茶店等(居酒屋を含む。)
- 遊興施設等:カラオケボックス、バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けた店舗

【対象とならない店舗の例】

- ×総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ×ケータリング等のデリバリー専門の店舗
- ×イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ×自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)
- ×ネットカフェ・漫画喫茶(宿泊を目的としていない場合等を除く)
- ×飲食スペースを有さないキッチンカー
- ×ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ×結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ×学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- ×行事や祭り、イベント等で出店を行う場合(飲食店営業許可書に「臨時」と記載されているもの及び、露天やテントなど常設店舗と考えられないもの)

(2) 通常の営業時間に21時から翌日5時までを含んだ店舗が、要請期間中、営業時間を5時から21時までの間とし、かつ酒類を提供している店舗は、酒類の提供を5時から20時までとしていること

※対象店舗が、上記期間中、終日休業されていた場合も対象

※準備等のため協力開始が4月22日以降であっても支給対象

ただし、営業時間短縮を開始した日から要請終了日まで連続した営業時間短縮が必要

(3) 業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること

※業種別ガイドライン掲載ホームページ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204243.html>



(4) 要請期間中に、「営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」を店舗の外側等に掲示していること

※営業時間短縮の実態確認のため、見回り調査を行います。なお、調査等により営業時間短縮の実態がないことが確認された場合は、協力金が支給されない場合があります。

※次ページのチラシと同等の内容が含まれた書類でも可

※チラシは下記ホームページから確認できます。

◆支給要件、申請方法等の詳細は、下記ホームページでダウンロードできます
【協力金第1期】 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin.html>



営業時間短縮実施チラシ

営業時間短縮のお知らせ

和歌山県の協力要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため**営業時間短縮**を実施します

実施期間 月 日 () から 5月11日 (火) まで

短縮 時 分から 時 分まで
酒類の提供は 時 分まで

通常の営業時間 時 分から 時 分まで

店名 _____

休業実施チラシ

休業のお知らせ

和歌山県の営業時間短縮の協力要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため本店では**休業**を実施します

実施期間 月 日 () から **5月11日 (火)** まで

通常の営業時間 時 分から 時 分まで

店名 _____

協力金の金額

1 店舗当たりの金額：

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		8万3,333円以下	8万3,333円超～25万円以下	25万円以上
中小企業	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5万円～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】 1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額(1日当たり)】 「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い額		
大企業 (売上高減少額による方法)		【計算式】 1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額(1日当たり)】 「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い額		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可能

※中小企業・大企業ともに、営業時間短縮要請月を基準に開店1年未満の店舗に対する特例あり
(計算方法⇒開店後の売上高の平均を基に算出)

※通常の定休日は、協力金の対象となる日数に含みません。

申請時に提出いただく主な資料

- 【共通】**
- ①申請書
 - ②飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し ※申請店舗分の提出が必要です。
 - ③申請店舗の外観・内観の写真
 - ④営業時間短縮又は休業の実施状況が分かるもの(例：営業時間短縮実施チラシの掲示写真)
 - ⑤申請者(法人の場合は法人名義)の銀行口座通帳の写し
 - ⑥宣誓書

【1日当たりの売上高が8万3,333円以上の場合や大企業の場合に提出いただく資料】

- ①店舗の2019年又は2020年の売上高が分かるもの
法人：法人事業概況説明書の控えの写し
個人：青色申告決算書(月別売上高)若しくは白色申告書(収支内訳書)の控えの写し
共通：売上台帳等の帳簿の写し
- ②店舗の2021年の売上高が分かるもの(売上台帳等)

協力金(第1期)の申請期間

郵送：令和3年5月17日(月) ～ 7月30日(金) 当日消印有効
WEB：令和3年6月 3日(木) 9時 ～ 7月30日(金) 23:59

◆協力金に関するお問合せ
和歌山県営業時間短縮要請協力金事務局【電話】0120-258-756

◆営業時間の短縮の要請に関するお問合せ
和歌山県危機管理局 【電話】073-441-2907 【FAX】073-422-7652

◆和歌山県営業時間短縮要請協力金【第2期：令和3年5月12日から令和3年5月31日まで】は
協力金第2期ホームページをご覧ください。 [検索](#) [和歌山県協力金 第2期](#)